

平成十四年八月二十七日受領  
答弁第一六〇号

内閣衆質一五四第一六〇号

平成十四年八月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出健康食品の安全に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出健康食品の安全に関する質問に対する答弁書

一について

いわゆる健康食品による健康障害、不適正な表示その他苦情については、「健康食品の摂取量及び摂取方法の表示に関する指針等について」（昭和六十三年十一月三十日付け衛新第二十号厚生省生活衛生局食品保健課新開発食品保健対策室長通知）により都道府県（保健所設置市及び特別区を含む。以下同じ。）に対して厚生労働省への報告を行うよう依頼してきたところであるが、本年七月十五日に都道府県に対して平成十一年度から平成十三年度までの三年度分の報告を改めて依頼したところ、同月二十二日までに百六十一件の報告があり、その後同月二十五日に一件の追加報告があったため、現在は合計百六十二件の報告を受けているところである。

これらの報告に係る苦情の届出年月日、報告書を作成した機関、苦情の内容等は、別表第一のとおりである。なお、百六十二件の報告のうち、厚生労働省医薬局食品保健部企画課新開発食品保健対策室（旧厚生省生活衛生局食品保健課新開発食品保健対策室を含む。以下「対策室」という。）に報告されずに都道府県に滞っていたものは百五十三件であり、また都道府県が対策室に提出したとしている九件の報告のうち

ち、五件については対策室への報告が確認されたが、四件については対策室への報告が確認されていない。  
二について

厚生労働省においては、一について述べた百六十二件の報告書を除き、昭和六十三年以降の報告書は保存していないが、これは、このような報告書を求める趣旨が、保健所等に届け出られたいわゆる健康食品に関する健康障害等の苦情の実態を把握し、今後の施策の参考とすることにより、また、調査又は研究の結果が記録された文書の保存期間は三年間とされていたことから、現在はこれらの報告書を保存していないものである。

しかしながら、平成八年に報告があった四件については、報告書そのものは保存されていないものの、報告書の内容に関する情報は残されており、お尋ねの事項のうち確認できたものは別表第二のとおりである。また、都道府県が対策室に提出したとしている報告書で都道府県に残されているものとしては、十九件が確認されており、お尋ねの事項のうち確認できたものは別表第三のとおりである。

三について

保健所に対するいわゆる健康食品等に関する苦情、相談等のうち健康被害事例の厚生労働省への報告時

期については、保健所において必要な調査等を行った上で、また、緊急を要する場合には調査の完了を待つことなく、厚生労働省に報告するよう改めることとしている。

#### 四について

昭和六十三年以降に国民生活センターに寄せられたいわゆる健康食品に関する苦情相談とその内訳は、別表第四のとおりである。

国民生活センターは、いわゆる健康食品に係る危害に関する苦情相談に対し、身体に異常を感じたら直ちに使用を中止し医師に相談すること、効能又は効果の表示は薬事法（昭和三十五年法律第一百四十五号）違反であること等の情報提供を個別に行うとともに、商品の返品に関するあつせん等に取り組んでいる。

また、これらの苦情相談及び収集した情報の分析を基に、消費者に対して各種媒体を通じ適時適切な注意喚起を行うほか、重篤な事故事例については迅速な公表、関係行政機関への通知等を行い、危害の防止に努めているところである。

#### 五について

本年六月以降に明らかとなった中国製ダイエット食品に関する死亡者四名の情報については、保健所及

び都道府県を経由して報告があつた三名に関するものを含め、そのすべてが厚生労働省に報告されており、その詳細は別表第五のとおりである。

別表第一

苦情の届出年月日	報告書を作成した機関	商品	苦情の内容	対応措置等	報告書が滞っていた機関等
平成十一年四月七日	高松市保健所		湿しん等	製造所所在地の保健所に連絡	高松市保健所
平成十一年五月二十七日	高知市保健所		不適正表示等	立入り。表示改善について指導。	高知市保健所
平成十一年五月二十八日	横浜市青葉保健所		緑色に変色等	本人によるメーカーへの問い合わせ	横浜市青葉保健所
平成十一年六月十一日	京都府宇治保健所		異物の混入	申立書及び始末書の提出について指導	京都府宇治保健所
平成十一年六月十七日	埼玉県加須保健所		効果効能の表示等	薬事法違反の疑いについて指導	埼玉県加須保健所
平成十一年六月二十五日	豊島区池袋保健所		おう吐、下痢等	重金属・細菌検査の結果異常なし	豊島区池袋保健所
平成十一年七月六日	高知市保健所		栄養表示基準違反	立入り。表示改善について指導。	高知市保健所
平成十一年七月九日	世田谷区世田谷保健所		湿しん等	重金属検査の結果異常なし	東京都庁に送付
平成十一年七月二十二日	福岡市中央保健所		薬効を標ぼう	福岡県庁医薬務担当に連絡	福岡市中央保健所
平成十一年八月十二日	姫路市保健所		下痢、腹痛等	薬事法に抵触する記載があり、販売者に回収及び廃棄を指示	平成十一年九月二十二日 対策室に報告
平成十一年九月二十九日	横浜市泉保健所		下痢等	保存料検査の結果異常なし	横浜市泉保健所
平成十一年十一月二十六日	福岡市早良保健所		じん麻しん	医師の診断がなく因果関係不明	福岡市早良保健所
平成十二年二月四日	大阪市住吉保健所		倦怠感、こむら返り等	医師の診断では当該食品が原因と断定できず。製造者の調査結果では他に苦情なし。	平成十二年四月十三日対 策室に報告され確認
平成十二年二月四日	大阪市住吉保健所		倦怠感、こむら返り等	医師の診断では当該食品が原因	平成十二年四月十三日対

平成十二年二月四日	大阪市住吉保健所	倦怠感、こむら返り等	と断定できず。製造者の調査結果では他に苦情なし。	策室に報告され確認
平成十二年二月九日	福岡市博多保健所	湿しん	医師の診断では当該食品が原因と断定できず。製造者の調査結果では他に苦情なし。	平成十二年四月十三日対策室に報告され確認
平成十二年二月二十三日	豊島区池袋保健所	白濁等	鉛、ひ素、セレン、水銀及びカドミウムは不検出	福岡市博多保健所
平成十二年二月二十五日	福岡県久留米保健所	震え等	白濁しても安心である旨の表示があることを確認	福岡県久留米保健所
平成十二年三月三日	奈良県葛城保健所	めまい、手足のしびれ等	未承認医薬品として薬事法違反の疑い	奈良県葛城保健所
平成十二年三月七日	愛媛県大洲保健所	下痢、おう吐等	製品の返却	愛媛県大洲保健所
平成十二年三月九日	兵庫県川西保健所	胸痛、心房細動等	重金属・細菌検査の結果異常なし	兵庫県庁に送付
平成十二年三月十三日	大分県中央保健所	異味	当該食品との因果関係不明	平成十二年四月二十日対策室に報告され確認
平成十二年四月十四日	広島県海田保健所	下痢、腹痛等	個人差によるもの	広島県庁にて保管
平成十二年五月十六日	高知市保健所	吐き気、めまい、おう吐	効果効能の標ぼうの表示を薬事法違反として指導	高知市保健所
平成十二年五月十九日	徳島県池田保健所	下痢等	他に苦情なし。因果関係不明。	徳島県池田保健所
平成十二年五月二十二日	郡山市保健所	販売者の会社概要の調査	主治医への相談を勧奨	郡山市保健所
平成十二年六月二十六日	佐賀県伊万里保健所	異臭	照会事項についてファックスで回答	佐賀県庁に送付
平成十二年七月十四日	姫路市保健所	下痢等	製品の返却 体質に合わない場合の喫食の中止について指導。因果関係不	姫路市保健所

平成十二年七月十四日	奈良県葛城保健所	下痢等	明。 体質に合わない場合の喫食の中止について指導	奈良県葛城保健所
平成十二年七月十九日	新潟市保健所	食欲不振、便秘等	医療機関と相談したが因果関係不明	新潟市保健所
平成十二年七月二十四日	大田区保健所	異物混入	輸入品のため製造所の調査不能	大田区保健所
平成十二年七月二十六日	姫路市保健所	便秘、胸焼け等	薬事法上の表示違反について指導。因果関係不明。	姫路市保健所
平成十二年八月三日	姫路市保健所	下痢、おう吐、発熱等	業者による自主検査の結果異常なし	姫路市保健所
平成十二年八月四日	三重県庁	安全性相談	服用中止を助言	三重県庁
平成十二年八月八日	茨城県竜ヶ崎保健所	脱毛等	硝酸、亜硝酸、シアン、コリン	茨城県竜ヶ崎保健所
平成十二年八月二十二日	島根県出雲保健所	異物混入	エステラーゼ及びヒ素は不検出	島根県出雲保健所
平成十二年八月二十五日	目黒区保健所	おう吐等	製造管理について指導	目黒区保健所
平成十二年八月二十五日	京都府宇治保健所	異物（昆虫）混入	重金属・細菌検査の結果異常なし	京都府宇治保健所
平成十二年九月一日	中野区保健所	下痢、発熱等	異物混入の原因究明について指導	中野区保健所
平成十二年九月七日	山口県徳山環境保健所	栄養表示違反	東京都衛生研究所で動物試験の結果異常なし	山口県徳山環境保健所
平成十二年九月七日	横浜市都筑保健所	異物混入	立入り。改善指導。 異物混入経路不明。他に苦情なし。	横浜市都筑保健所
平成十二年九月八日	兵庫県三田保健所	一般細菌の検出	自主回収	兵庫県庁に送付
平成十二年九月十三日	東京都南多摩保健所	下痢、おう吐等	重金属・細菌検査の結果異常なし	東京都庁に送付



平成十二年九月十三日	大分市保健所	異物（昆虫）混入	保管管理等について指導	大分市保健所
平成十二年九月十四日	品川区保健センター	異物（毛髪）混入	異物混入防止について指導	品川区保健センター
平成十二年九月十五日	福岡県筑紫保健所	異物（昆虫）混入	異物混入防止について指導	福岡県筑紫保健所
平成十二年九月十八日	宮崎県延岡保健所	下痢等	違反項目なく、措置せず	宮崎県延岡保健所
平成十二年九月二十二日	横浜市 中保健所	異物（毛髪）混入	異物混入防止について指導	横浜市 中保健所
平成十二年九月二十八日	練馬区保健所	下痢、腹痛等	センシド検出により薬事法違反。製造所所在地の県庁に連絡。	練馬区保健所
平成十二年十月十二日	札幌市保健所	酸っぱい等	確認した結果通常の味	札幌市保健所
平成十二年十月十六日	徳島県池田保健所	下痢等	成分確認不能。他に同様の苦情なし。	徳島県池田保健所
平成十二年十月二十六日	長崎県県央保健所	添加物名の不適正表示	適正表示について指導	長崎県県央保健所
平成十二年十月三十日	群馬県高崎保健所	添加物名の不適正表示	原材料のため表示についての問題なし	群馬県庁に送付
平成十二年十月三十一日	石川県中央保健福祉センター	肝機能障害	因果関係不明	平成十二年十一月二十四日 日対策室に報告され確認
平成十二年十一月十三日	中野区保健所	吹き出物	メーカーの顧問医師に相談	中野区保健所
平成十二年十一月十三日	文京区文京保健所	不眠、生理不順等	利用中止後五か月が経過し、因果関係不明	文京区文京保健所
平成十二年十一月十七日	高知市保健所	栄養表示義務違反	立入り。改善指導。	高知市保健所
平成十二年十一月二十七日	横浜市瀬谷保健所	効果効能の表示等	適正表示について指導	横浜市瀬谷保健所
平成十二年十二月一日	茨城県竜ヶ崎保健所	腹痛、下痢等	製造所所在地の保健所に連絡。因果関係不明。	茨城県竜ヶ崎保健所
平成十二年十二月四日	埼玉県飯能保健所	下痢等	分析センターで分析の結果異常なし	埼玉県飯能保健所

平成十二年十二月十八日	大阪市都島保健センター	異物混入	製品の成分物質と判明	大阪市都島保健センター
平成十二年十二月十九日	北海道岩見沢保健所	かび臭	官能検査の結果異常なし。鏡検	北海道岩見沢保健所
平成十二年十二月十九日	千代田区千代田保健所	下痢、腹痛等	真菌培養検査の結果異常なし。 出荷数の調査。他に同様の苦情 なし。	千代田区千代田保健所
平成十二年十二月二十七日	福岡県田川保健所	織之素 健康被害が出ている商品 か否か	薬事法違反の疑い	福岡県田川保健所
平成十二年十二月二十八日	京都市山科保健所	膠囊 糲之素 めまい、動悸、胸焼け	未承認医薬品の疑い。京都府庁 に相談。	京都市山科保健所
平成十三年一月十七日	奈良県内吉野保健所	膠囊 異物混入	無届け施設での製品の詰め替え の停止について指導	奈良県内吉野保健所
平成十三年二月十六日	大阪市西保健センター	下痢、腹痛、おう吐等	食中毒菌検出せず	大阪市西保健センター
平成十三年二月十六日	福岡県久留米保健所	織之素 肝障害	個人輸入のため医薬品輸入販売 業に該当せず	福岡県久留米保健所
平成十三年三月二十一日	高知市保健所	栄養表示義務違反	立入り。改善指導。	高知市保健所
平成十三年三月二十六日	群馬県高崎保健所	品名表示不適	適正表示について改善指導	群馬県庁に送付
平成十三年三月二十六日	横浜市中保健所	ゴキブリ混入	申告者の自宅での混入	横浜市中保健所
平成十三年三月二十八日	福岡県田川保健所	血糖値上昇	苦情者の血糖値はもともと変動 が激しく、因果関係不明	福岡県田川保健所
平成十三年四月九日	新潟県長岡保健所	動悸、発赤等	重金属・細菌検査の結果異常な し	新潟県庁に送付
平成十三年四月十二日	尼崎市保健所	下痢	製造所所在地の保健所に連絡	尼崎市保健所
平成十三年四月十八日	兵庫県三田健康福祉事務所	輸入販売相談	検疫所から輸入販売について指 導	兵庫県庁に送付
平成十三年四月十九日	岐阜市保健所	製品に対する不安相談	具体的事項の事情聴取不能	岐阜市保健所
平成十三年四月二十日	台東区台東保健所	紅潮、不快感	シルデニナフィル検出。未承認	台東区台東保健所

平成十三年四月二十四日	北海道根室保健所	英語表示の意味が不明	医薬品として処理。 個人輸入品は日本語表示不要であることを教示	北海道根室保健所
平成十三年四月二十五日	横浜市磯子保健所	酸素活性化作用の有無の検査	検査機関の紹介	横浜市磯子保健所
平成十三年五月二日	茨城県水海道保健所	便秘等	販売者及び製造者から他に同様の苦情がないことを確認	茨城県水海道保健所
平成十三年五月八日	兵庫県加古川健康福祉事務所	甲状腺機能亢進症	甲状腺ホルモン検出。未承認医薬品として薬務担当が処理。	兵庫県加古川健康福祉事務所
平成十三年五月八日	神戸市保健所	甲状腺機能亢進症	未承認医薬品。製造工程を確認。	平成十三年五月三十日対策室に報告
平成十三年五月十一日	大阪市北保健センター	下痢	薬剤師等への相談を助言	大阪市北保健センター
平成十三年五月十六日	金沢市保健所	甲状腺機能亢進症	未承認医薬品。製造所所在地の県庁に情報提供。	金沢市保健所
平成十三年五月十六日	神戸市保健所	甲状腺機能亢進症	未承認医薬品。製造工程を確認。	平成十三年五月三十日対策室に報告
平成十三年五月二十五日	群馬県前橋保健所	体調不良	クロストリジア菌検出	群馬県庁に送付
平成十三年五月二十八日	神戸市保健所	甲状腺機能亢進症	未承認医薬品。製造工程を確認。	平成十三年五月三十日対策室に報告
平成十三年五月二十八日	奈良県桜井保健所	ガラス瓶のガラスのはく離	自主回収	奈良県桜井保健所
平成十三年六月一日	奈良県桜井保健所	異物混入、異味	製品に異常なし	奈良県桜井保健所
平成十三年六月四日	福岡市早良保健所	下痢等	含有成分がセンナ茎である可能性	福岡市早良保健所
平成十三年六月十八日	大阪府富田林保健所	体調不良、病原性大腸菌検出	製品からの検出なし。因果関係不明。	大阪府富田林保健所

平成十三年六月二十二日	高知市保健所	軟便、便秘	体質により変調来す旨の表示あり	高知市保健所
平成十三年六月二十三日	大田区保健所	不適正表示	製造者に適正な表示について指導	大田区保健所
平成十三年六月二十五日	千葉県習志野保健所	下痢、おう吐	同様の苦情の有無についてメーカーに相談	千葉県習志野保健所
平成十三年六月二十六日	大阪府茨木保健所	輸入食品への邦文表示	表示内容について説明	大阪府茨木保健所
平成十三年六月二十六日	兵庫県柏原健康福祉事務所	体調不良	他に同様の事例なし。因果関係不明。	兵庫県柏原健康福祉事務所
平成十三年六月二十九日	練馬区保健所	腰痛等	カドミウムの検出なし。因果関係不明。	練馬区保健所
平成十三年六月二十九日	福岡県京築保健所	肝機能障害	お客様相談室に相談するよう助言	福岡県京築保健所
平成十三年七月十日	北海道釧路保健所	「カバノアナタケ」の安全性	健康食品や医薬品でなく、回答不能	北海道釧路保健所
平成十三年七月十二日	兵庫県篠山健康福祉事務所	下痢、腹痛等	重金属・細菌検査の結果異常なし	兵庫県庁に送付
平成十三年七月十六日	京都府舞鶴保健所	発しん	製造者を指導すべき不適正な表示なし	京都府舞鶴保健所
平成十三年七月二十三日	茨城県日立保健所	表示内容の確認	一般的な表示について指導	茨城県日立保健所
平成十三年七月二十三日	徳島県徳島保健所	体調不良、脱力感	因果関係不明	徳島県徳島保健所
平成十三年七月三十一日	茨城県ひたちなか保健所	表示についての相談	一般的な表示について指導	茨城県ひたちなか保健所
平成十三年七月三十一日	尼崎市保健所	下痢	製造所所在地の保健所に連絡	尼崎市保健所
平成十三年八月二十日	北海道釧路保健所	表示についての相談	保健機能食品となる旨回答	北海道釧路保健所
平成十三年八月三十日	浜松市保健所	異物混入	輸入業者から混入経路について苦情者に報告	浜松市保健所

平成十三年九月十三日	山口県徳山環境保健所	牛骨粉の安全性	情報提供があり次第知らせる旨 回答	山口県徳山環境保健所
平成十三年九月十九日	札幌市保健所	牛骨粉の使用	BSE(牛海綿状脳症)に関する 一般的事項を説明	札幌市保健所
平成十三年九月十九日	札幌市保健所	牛骨粉の使用	BSEに関する一般的事項を説 明	札幌市保健所
平成十三年九月二十六日	北海道岩見沢保健所	牛骨粉の使用	販売者への問い合わせを助言	北海道岩見沢保健所
平成十三年十月一日	函館市函館保健所	おう吐、めまい	体質に合わない場合もある旨回 答	函館市函館保健所
平成十三年十月一日	大阪市保健所	ブラセンタエキス(牛由 来)の回収	ブラセンタエキス含有食品の回 収はない旨回答	大阪市保健所
平成十三年十月一日	高松市保健所	牛骨粉の安全性	心配であれば服用を中止するよ う助言	高松市保健所
平成十三年十月三日	札幌市保健所	コラーゲンやカプセルと BSE	一定の安全処理が行われ問題な し	札幌市保健所
平成十三年十月三日	杉並区杉並保健所	異臭	真菌検査の結果異常なし	杉並区杉並保健所
平成十三年十月三日	杉並区杉並保健所	異臭	真菌検査の結果異常なし	杉並区杉並保健所
平成十三年十月四日	札幌市保健所	牛骨粉の使用	BSEに関する一般的事項を説 明。メーカーに問い合わせをす るよう回答。	札幌市保健所
平成十三年十月五日	札幌市保健所	コラーゲンとBSE	適正処理が行われており、問題 なし	札幌市保健所
平成十三年十月十日	群馬県高崎保健所	牛骨粉の使用	安全性に問題はない旨回答	群馬県庁に送付
平成十三年十月十五日	北海道釧路保健所	コラーゲンとBSE	販売者に問い合わせをするよう 回答	北海道釧路保健所
平成十三年十月十五日	埼玉県飯能保健所	かび状の異物混入	原材料成分由来の凝集物である 回答	埼玉県飯能保健所

平成十三年十月十五日 平成十三年十月十七日	横浜市港北保健所 大阪府茨木保健所	異物混入 異味異臭	ことが判明 かび等陰性。製品成分の析出。 管轄自治体に照会。官能検査の 結果異常なし。	横浜市港北保健所 大阪府茨木保健所
平成十三年十月二十二日	横浜市泉保健所	異物（毛髪）混入	販売者に始末書及び報告書の提 出を命令 パンフレットの記載事項が薬事 法違反の疑い。使用禁止を指 導。	横浜市泉保健所
平成十三年十月二十五日	郡山市保健所	販売方法の問題性		郡山市保健所
平成十三年十月三十日 平成十三年十一月五日 平成十三年十一月十三日	札幌市保健所 岡山市保健所 中央区保健所	カプセルとBSE 不適正表示 下痢、腹痛等	製造者から心配ない旨確認 効果効能のちらしを廃棄 輸入製品のため成分情報に信頼 性が乏しく、薬事部局と連携調 査の上対応を検討	札幌市保健所 岡山市保健所 中央区保健所
平成十三年十一月十四日 平成十三年十一月十五日 平成十三年十一月三十日	高知市保健所 大田区保健所 福岡県田川保健所	栄養表示基準の不適 指定外添加物の混入 製品の販売相談	表示の改善について指導 製造者が自主回収、自主廃棄 製品が医薬品に該当するかを県 庁に相談	高知市保健所 大田区保健所 福岡県田川保健所
平成十三年十一月二十六日	北海道釧路保健所	神経症状	原因不明。検査は困難である旨 を回答。	北海道釧路保健所
平成十三年十二月五日 平成十三年十二月十日 平成十三年十二月十日	群馬県前橋保健所 札幌市保健所 葛飾区保健所	賞味期限の不表示 牛骨粉の使用 がんへの効果効能の標ぼう	適正な表示について指導 メーカーに問い合わせ 記載がなく問題なし	群馬県前橋保健所 札幌市保健所 葛飾区保健所
平成十三年十二月十三日	仙台市青葉保健所	セレニウム入り清涼飲料 水の基準値	表示ミスであることが判明	仙台市青葉保健所

平成十三年十二月十三日	奈良県葛城保健所	製造環境に問題	退社社員の嫌がらせ	奈良県葛城保健所
平成十三年十二月十四日	北海道釧路保健所	「カバノアナタケ」の効能	健康食品や医薬品でなく、回答不能	北海道釧路保健所
平成十三年十二月十七日	大阪府藤井寺保健所	製造者の不表示	適正な表示について指導	大阪府藤井寺保健所
平成十三年十二月十八日	札幌市保健所	BSE危険部位の成分の有無	特定危険部位の使用があればあらかじめ報告あり。検査不能。	札幌市保健所
平成十三年十二月二十日	横浜市泉福祉保健センター	異物混入	製品成分の析出	横浜市泉福祉保健センター
平成十四年一月四日	大分市保健所	異物混入、不適正表示	販売時の小分けで混入したおそれ。効果効能の適正な表示について指導。	大分市保健所
平成十四年一月十一日	北海道釧路保健所	「牛骨粉加工食品」の試供品配布	製品説明を十分行い配布するよう指導	北海道釧路保健所
平成十四年一月十七日	新潟市保健所	製品の販売相談	無許可医薬品として販売不可について指導	新潟市保健所
平成十四年一月二十二日	高知市保健所	下痢等	下痢を起こすことについて記載するよう指導	高知市保健所
平成十四年一月二十三日	豊橋市保健所	鼻血、頭痛等	適正表示について指導。成分が判明するまで製造販売を中止するよう指導。	豊橋市保健所
平成十四年一月二十八日	横浜市南福祉保健センター	下痢等	薬事法第六十六条に関し指導	横浜市庁に送付
平成十四年一月三十一日	北海道釧路保健所	「カバノアナタケ」の販売	許可不要であるが、表示について確認したい旨回答	北海道釧路保健所
平成十四年二月七日	千葉県習志野保健所	下痢、胃痛等	メーカーと相談するよう勧奨	千葉県習志野保健所
平成十四年二月十二日	姫路市保健所	下痢等	苦情者との接触不能	姫路市保健所
平成十四年二月十五日	長野県飯田保健所	特定保健用食品か否か	関係自治体に指導を依頼	長野県飯田保健所

平成十四年二月二十二日	福岡県田川保健所	製品の販売と表示の相談 栄養成分表示の適正化について 指導 不適切な広告を撤去 食品衛生法上製造は困難であり、再検討するよう指導 問題なし 成分について説明 キノコ類の成分検査は不能表示等について指導 因果関係不明 記載中止について指導	福岡県田川保健所
平成十四年二月二十二日	福岡県粕屋保健所		福岡県粕屋保健所
平成十四年二月二十五日	茨城県日立保健所		茨城県日立保健所
平成十四年三月四日	福岡市中央保健所		福岡市中央保健所
平成十四年三月六日	高知市保健所		高知市保健所
平成十四年三月十三日	札幌市保健所		札幌市保健所
平成十四年三月十九日	北海道釧路保健所		北海道釧路保健所
平成十四年三月二十日	茨城県日立保健所		茨城県日立保健所
平成十四年三月二十一日	徳島県庁		徳島県庁
平成十四年三月二十二日	福岡県粕屋保健所		福岡県粕屋保健所

(注) 一 報告書には作成年月日の記載を義務付けられていないため、苦情が届けられた年月日を記載した。

二 商品の名称は、平成十四年七月十二日以降に報告された未承認医薬品及び都道府県から報告された健康被害に關して医師により患者の症状の経過等が明らかにされており、当該商品を摂取したことが原因であると疑われる旨の情報が得られたものとして、既に公表されているものについてのみ記載した。



苦情の届出年月日	報告書を作成した機関	商品	苦情の内容	対応措置等
平成八年五月二十二日	荒川区		アレルギー症状（かぶれ）が出て、医師に相談したところ、含有成分によるものものう	営業者が苦情に対し、使用の中止を指導
平成八年六月十四日	大阪府		一錠喫食後、全身にじん麻しんが出て、呼吸困難となり入院	発売元へ問い合わせたが、このような事例等苦情は寄せられていないとの回答。アレルギー体質者にとって健康障害のおそれがあるとすれば、その旨の表示が必要。
平成八年九月二十日	中野区		購入した健康食品が不良品か否かを調べて欲しい	健康食品と表示してホルモン剤を添加していたことから、北海道警察が発令し、裁判中
平成八年十一月十八日	横須賀市		一日三粒を一か月喫食したところ、腹部などの皮膚がかゆくなる	届出者に資料を提供し、説明。販売元に一部不適切と思われる表示について通知。

(注) 一 報告書には作成年月日の記載を義務付けられていないため、苦情が届けられた年月日を記載した。

二 商品の名称は、平成十四年七月十二日以降に報告された未承認医薬品及び都道府県から報告された健康被害に関して医師により患者の症状の経過等が明らかにされており、当該商品を摂取したことが原因であると疑われる旨の情報が得られたものとして、既に公表されているものについてのみ記載していることとしているが、これに該当する商品はなかった。

別表第三

苦情の届出年月日	報告書を作成した機関	商品	苦情の内容	対応措置等
昭和六十三年六月六日	大阪府高槻保健所		訪問販売で購入した商品の発売元への連絡が不能であることによる商品への不安発しん	表示違反として指導
昭和六十三年六月二五日	大阪府池田保健所		クロレラの厚生省認可品の有無含有成分の照会	医師の診断により因果関係不明。本人はアレルギー体質。成分検査は商品の提供がされず、不能。すべての食品に認可を要するものでない旨を説明 グルマニウム等特定成分の分析は可能であるが、すべての成分を分析することは困難である旨を説明
昭和六十三年八月二十日	大阪府茨木保健所		異味	ピンホール又はシール不良による変質が原因 管轄保健所に問い合わせ、商品について説明 保健所に届け出て、製品の管理等について報告するよう指導
昭和六十三年十月三十一日	大阪府豊中保健所		商品への不安	医師に確認したところ、食中毒の確証はなく、販売店の商品管理について指導
平成元年五月一日	大阪府寝屋川保健所		小分包装による販売の可否	当該品の成分を説明
平成元年五月二日	大阪府寝屋川保健所		喫食後有症を呈し、医者の診断では食中毒	検査内容は限定されないと検査できない旨と元気が出ないの感覚的なものは検査が困難である旨を説明
平成元年五月十九日	大阪府狭山保健所		不明（苦情の内容を記載した別紙を紛失）	保健所栄養士が栄養指導
平成三年十月三日	大阪府庁		検査が可能な検査機関の照会	因果関係不明。医療機関への受診を勧奨。
平成四年四月三十日	大阪府庁		肥満に効果があるという食品の摂取手のしびれ、腰の痛み	
平成五年八月十八日	香川県大内保健所			
平成五年八月二十六日	大阪府庁			

平成五年十二月九日	大阪府富田林保健所	異味（舌のしびれ） 不衛生	重金属、残留農薬及び細菌の検査の結果異常なし 製造所の施設及び設備に問題なし
平成六年三月四日	大阪府庁	じん麻しん、呼吸困難	発売元には同様の苦情なし
平成八年六月十四日	大阪府大東保健所	発しん	当該商品との因果関係不明
平成十年二月六日	滋賀県八日市保健所	腹痛、頻尿、頻便、口の渇き	発売元には同様の苦情なし
平成十年五月二十二日	滋賀県水口保健所	表示が不適	栄養表示の改善等を指導
平成十年十月二十六日	高知市保健所	下痢、腸けいれん	同様の苦情なし。届出者には過敏性大腸炎等の既往あり。
平成十年十一月五日	滋賀県八日市保健所		

(注) 一 報告書には作成年月日の記載を義務付けられていないため、苦情が届けられた年月日を記載した。

二 商品の名称は、平成十四年七月十二日以降に報告された未承認医薬品及び都道府県から報告された健康被害に関して医師により患者の症状の経過等が明らかにされており、当該商品を摂取したことが原因であると疑われる旨の情報を得られたものとして、既に公表されているものについてのみ記載していることとしているが、これに該当する商品はなかった。

別表第四

平成九年度	平成八年度	平成七年度	平成六年度	平成五年度	平成四年度	平成三年度	平成二年度	平成元年度	昭和六十三年		
一八五	一七九	二二九	一三八	一二四	一〇〇	七八	七七	六九	九二	苦情相談件数	
九	一四	一六	一四	一三	一一	四	五	八	八	うち危害件数	
二	四	二	一	三	四	〇	一	一	一		皮膚障害
一	五	一一	九	九	四	三	四	四	六		消化器障害等
六	五	一	四	一	二	一	〇	二	〇		その他の傷病等
〇	〇	二	〇	〇	一	〇	〇	一	一		不明

平成十年度	一六六	一一	一	三	六	一
平成十一年度	一四四	九	二	二	三	二
平成十二年度	一七三	一二	二	二	六	二
平成十三年度	一六四	一〇	一	五	四	〇

(注) 表中の数字は、来所又は電話により直接国民生活センターに苦情相談があった件数である。なお、各地方公共団体の消費生活センターから「全国消費生活相談ネットワークシステム」を通じて国民生活センターに提供されたものを含めると、平成十三年度の苦情相談件数は一四、九五一件であり、うち危害件数は四四八件（皮膚障害一一二件、消化器障害等一八七件、その他の傷病等一四八件及び不明一件）である。

別表第五

商品	死亡者の年齢及び性別	死亡年月日	報告があった年月日	報告者	報告を受けた機関	報告の概要	報告書が作成された年月日
糰之素膠囊、糰之素膠丸	二十代の女性	平成十二年七月四日	平成十四年七月十六日	遺族（患者の父親）	埼玉県春日部保健所	糰之素膠囊を四か月間服用後、糰之素膠囊を一か月服用していたところ、平成十二年六月肝機能悪化のため入院。劇症肝炎により平成十二年七月四日死亡。	平成十四年七月十六日
糰之素膠丸	三十代の女性	平成十三年十一月	平成十四年七月十八日	医師	京都市西京保健所	糰之素膠丸を服用後、劇症肝炎により平成十三年十一月死亡	平成十四年七月十九日
糰之素膠囊	六十代の女性	平成十四年二月八日	平成十四年七月十六日	遺族（患者の娘）	岩手県盛岡保健所	糰之素膠囊等複数の健康食品を服用していたところ、平成十三年十一月上旬肝機能悪化のため入院。亜急性肝炎により平成十四年二月八日死亡。担当医によれば、血液検査の結果E型肝炎の兆候もあつたとのこと。	平成十四年七月十六日
御芝堂減肥膠囊	六十代の女性	平成十四年五月二十六日	平成十四年六月二十一日	医師	厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課	御芝堂減肥膠囊を一か月間服用後、平成十四年四月入院。急性重症肝不全により平成十四年五月二十六日死亡。	

（注）御芝堂減肥膠囊の事例については、医師から直接厚生労働省に報告されたため、都道府県において報告書の作成は行われていない。